

国保だより



みんなの安心を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気がけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。

加入・脱退の手続きは早めに

国保の各種手続きは、世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要

表1に当てはまるときは、市民課(市役所本庁1階)、または各支所の地域振興課で早めに手続きをしてください。

表1 14日以内に届け出が必要で

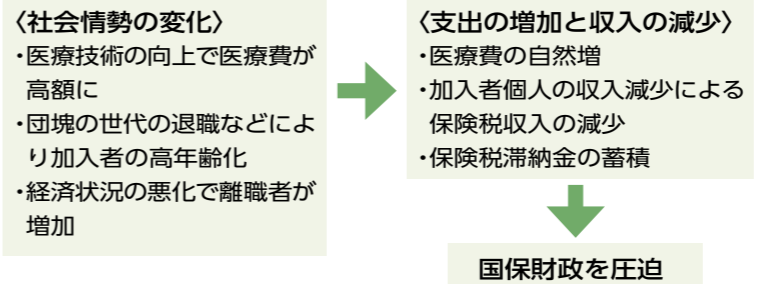
	こんなとき	届け出に必要な物
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止通知書
	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、葬祭執行者が分かる物、葬祭執行者の通帳
その他	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、生活保護決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書(加入期間が記載されたもの)
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証
	転居したとき	印鑑、保険証、在学証明書など
その他	世帯主が変わったとき	印鑑、本人であることを証明できる物、汚れて使えなくなった保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、本人であることを証明できる物、汚れて使えなくなった保険証
その他	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人であることを証明できる物、汚れて使えなくなった保険証

※保険証は、運転免許証など官公庁が発行した写真付き証明書で本人と確認できる場合のみ、窓口で交付します。それ以外は郵送します。

国保財政の危機

始めよう 一人ひとりにできること

次の要因により、国保財政が危機に陥っています。



- これからの安定した財政を維持し、安心して医療を受けるため、次のことに協力してください。
- 保険税の納期限は守りましょう
期限内の納付が困難な場合は、税制収納課に相談してください。
 - 重複する検査などの受診はやめましょう
 - 薬の量を適切に
過剰な量の薬を求めないようにしましょう。
 - ジェネリック医薬品(低価格の後発医薬品)を積極的に利用しましょう
 - 定期的な健康診査で、病気の重症化を予防しましょう

自己負担割合1割を延長します

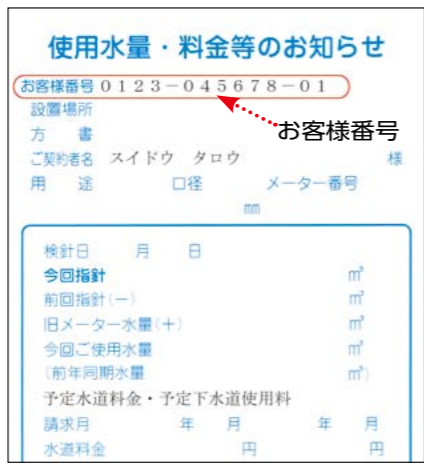
70歳～74歳の人の自己負担割合は、今年4月から2割に変更する予定ですが、来年3月末まで1割に据え置く

ことになりました。※現役並み所得者の自己負担割合は、3割です。該当者には、今月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

☎保険医療課
0848・67・6050
☎税制収納課(保険税の納付について)
0848・67・6035
☎市民課(保険税の税額について)
0848・67・6031

引っ越しの際には水道部へ届け出を

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。連絡がないと、使用していても基本料金がかります。※市ホームページからも手続きができます。



	届け出る内容
市内で転居	お客様番号、現住所、名前、引っ越しの日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外へ転出	同上
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

☎水道部管理課
0848・64・2243

広がる公共下水道

今月30日(金)から、約16ヘクタール(445世帯、947人)で新たに公共下水道が使用できるようになります。使用可能区域の中で、既に公共下水道に接続した世帯は、1月現在で約80%です。

衛生的で快適な暮らしを守るため、早めに、公共下水道へ接続しましょう。

新たに使用が可能になる区域

旭町一丁目、東町二丁目、中之町一丁目、本町一・三丁目、宮浦一・五丁目、皆実五・六丁目、西宮一・二丁目、新倉一丁目、宮沖五丁目、和田二丁目、本郷南二・四丁目の各一部地域

☎下水道課
0848・67・6049

住民異動などの届け出は忘れずに

就職・進学・転勤などで、住民異動の多い時期になります。住所などを異動したときは、住民異動の手続きに併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課、または各支所の地域振興課へ

※同一世帯以外の人が代理人として届け出をする場合には、委任状が必要です。

	届け出に必要な物
市外に転出する人	印鑑 国保被保険者証………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人
市外から転入した人 ※転入した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 転出証明書………前住所地の市区町村で発行(県内から転入)後期高齢者医療被保険者証………後期高齢者医療保険の加入者(県外から転入)後期高齢者医療負担区分等証明書………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書………要介護の認定を受けている人 年金証書………年金を受給している人
市内で転居した人 ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 年金証書………年金を受給している人
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証………国保の加入世帯

☎市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222